

「介護職員等特定処遇改善加算」の支給について

社会福祉法人 湯寿会

〈趣旨〉 リーダー級介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指す。その水準として役職者を除く全産業平均である年額 440 万円の基準を定める。

- 〈要件〉
- 1 介護福祉士の配置等要件（特養：日常生活継続支援加算）を算定していること。
  - 2 現行の「介護職員処遇改善加算」を取得していること。
  - 3 「介護職員処遇改善加算」の職場環境等要件の 3 区分毎に 1 以上取組むこと。
  - 3 「特定加算」の取組み（取得状況・職場環境等要件）をホームページ等で公表していること。

国の示す基本		実施案
配分対象	<p>a 経験・技能のある介護職員 介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者をいう。具体的には、介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等における勤続年数 10 年以上の介護職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業者の裁量で設定することとする。</p> <p>b 他の介護職員 経験・技能のある介護職員を除く介護職員をいう。</p> <p>c その他の職種 介護職員以外の職員をいう。</p>	<p>a 経験・技能のある介護職員 介護福祉士資格を保有する者</p> <p>b 他の介護職員 a を除く介護職員</p> <p>c その他の職種 介護職員以外の職員</p>
配分方法	<p>a のうち 1 人以上は賃金改善実施期間の平均が月 8 万円又は改善後の見込み額が年額 440 万円以上であること。</p> <p>a の賃金改善費用の見込額の平均が、b の見込額の平均の 2 倍以上であること。</p> <p>b の賃金改善費用の見込額の平均が、c の見込額の平均の 2 倍以上であること。</p> <p>c の賃金改善前の賃金が既に年 440 万円を上回る場合は、c はこの加算の賃金改善の対象とならない。</p>	<p>国の示す基本のとおりとする。</p>
加算見込	5,753,640 円 (8~3 月)	加算率 (特養・短期 2.7% 通所 1.2% 訪介 6.3%)